

2009年4月27日

(社)沖縄県作業療法士会会員 各位

(社)沖縄県作業療法士会  
教育部長 土田真也

日本作業療法士協会より以下の通達が出ています。  
生涯教育制度が現在の制度になった際（紙の手帳から現在の手帳に切り替わった際）に、  
「生涯教育基礎研修修了」に該当になったかたが対象です。  
ご確認ください。

生涯教育基礎研修修了更新申請の延長について（特例）

現行制度の開始時点（平成16年4月1日）において専門コースに該当した会員の方は、平成21年3月31日で基礎研修修了の有効期限を迎えております。しかしながら、制度の周知不足により3月31日時点で基礎研修ポイントが50ポイントを満たしていたにもかかわらず、基礎研修更新申請を行っていない会員もおられるかと思えます。このような会員の方には、3月31日時点での実績として50ポイントを満たしていることが確認できれば、5月末までに更新申請の手続きをしていただきたいと思えます。

なお、今後とも基礎研修更新の推進として、直近5年間で基礎研修50ポイント達成時点（遅くとも50ポイント達成した月の末日まで）で、早急に更新申請を行っていただくよう、ご指導いただきますようお願いいたします。

◎なお、生涯教育制度基礎研修ポイント計算の基本的ルールは以下の通りです。

[基礎研修修了（更新）申請のためのポイントカウント期間]

研修等受講により50ポイントを満たした日から遡り5年間

（申請月を含む5年間であり月単位で計算する）

[認定期間]

修了（更新）申請月の1日から向こう5年間（月単位で計算する）

[申請後の同月内における研修等ポイントの取扱い]

申請日（50ポイント満たした日）以降の同月内の研修等取得ポイントは、次の認定期間のポイントとしてカウントされる